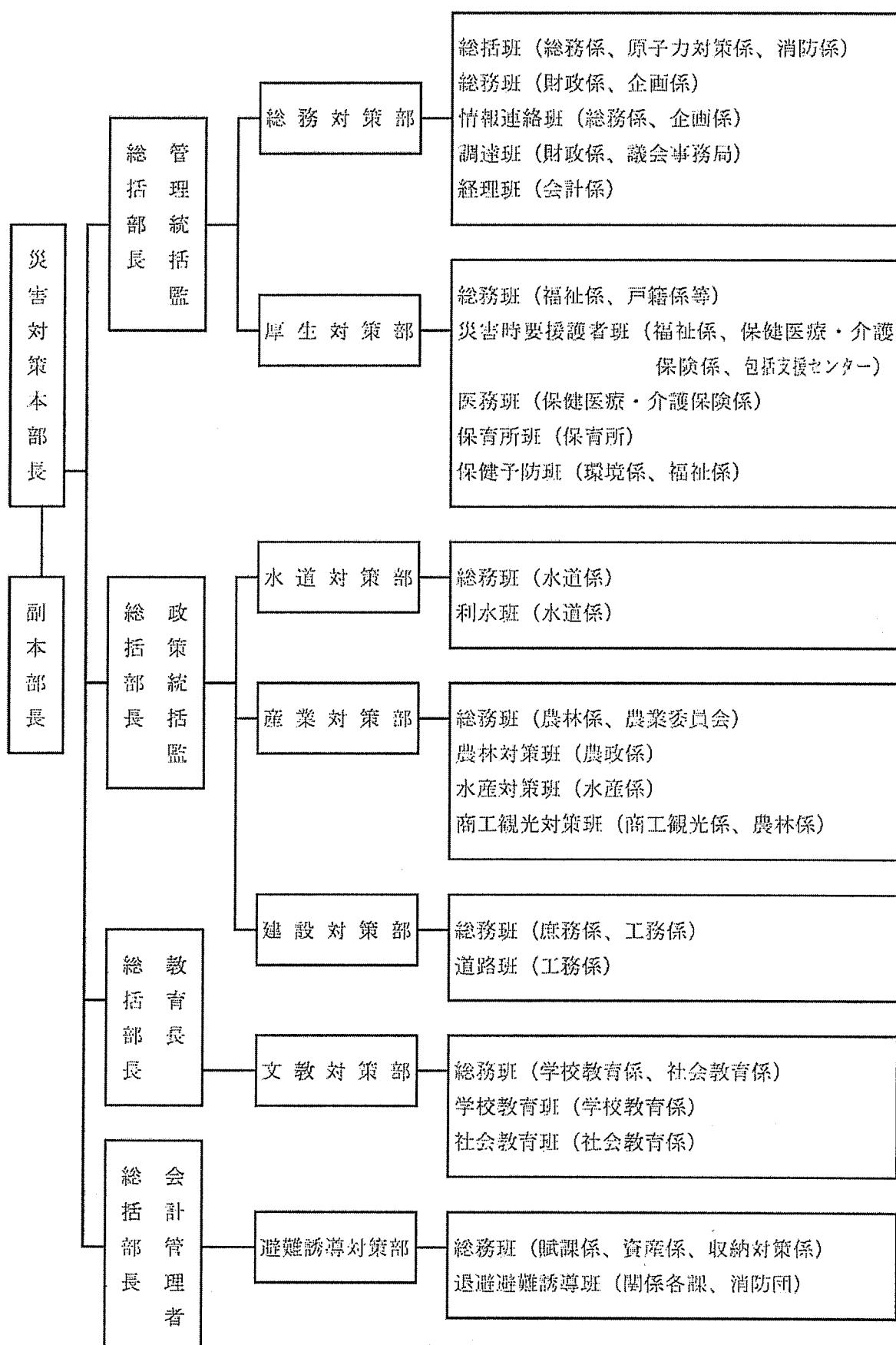


○ 災害対策本部の組織 (災害対策本部の配備体制、所掌事務)



※「関係（対応）課等」：各対策部長の判断により、以下に掲げる課等のほか対策の検討に必要な課等に参加を要請できる。

※各対策部長の担任事務について専門的知識を必要とする場合は、総務対策部をはじめとした他の対策部や当該担任事務の平時の担当課等と相談・連携しながら対策を検討する。

(●総括部長 △対策部長)

対策部 対策部長	担任	左の主な内容	関係（対応）課等
●管理統括監 △総務課長	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整及び推進に関すること ・本表においていずれの対策部にも属さない事務に係る処理の指示に関すること ・災害対策本部及び現地対策本部の設置・運営に関すること ・原子力災害合同対策協議会に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・防護対策及び防護対策区域の検討に関すること ・避難の総合的な進行管理に関すること（調整関係） ・市町との連絡・全体調整に関すること（行政機能の移転、支援に関することを含む） ・自衛隊への出動準備要請、災害派遣 要請、受入に関すること ・原子力施設との連絡に関すること ・原子力事業者の防災管理者との連絡調整に関すること ・原子力施設に係る情報の整理、公表、説明に関すること ・県との連絡・全体調整に関すること ・防災関係機関、企業及び町民等に対する指示協力要請及び連絡調整に関すること ・町議会との連絡調整に関すること 	総務課 財政企画課 値賀出張所 議会事務局
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結団体等への要請に関すること ・災害対策要員の動員、調整に関すること ・国、県等からの支援職員の全体把握に関すること 	

情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・被害状況の把握に関するこ ・関係機関への情報提供、国・県への報告に關すること ・町の I C T に係る助言に関するこ ・公共ネットワーク、情報系ネットワークの復旧・整備に關すること（代替通信手段の確保含む。） ・重要システムの非常用電源の確保に関するこ ・防災行政無線等通信施設の利用調整に関するこ ・災害対策本部の設備に關すること ・電源（災害対策本部の非常用電源を除く。）及び電話回線の確保に關す ること ・町ホームページ・エリアメール等による災害情報等の提供に關すること ・報道機関を通じた町民への情報提供に關すこと ・報道機関との連絡及び相互協力に關すること ・報道機関への緊急報道要請に關すること ・生活関連情報の提供に關すること ・各種支援策に係る住民への周知に關すること ・誤情報拡散防止への対応 ・放射線等に係る住民向け情報提供、広報の実施に關すること（出荷制限・・摂取制限に係る注意喚起を含む） ・風評被害に対応する広報の実施に關すること ・上記広報活動に際し収集した資料の整理・記録に關すること ・町民からの要望の受付に關すること
調達班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務（車両、非常用電源） の燃料の確保に關すること ・災害対策用自動車の調達及び配車に 関すること
経理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策費の予算措置に關すること ・災害対策関係物品の調達及び出納に關すること ・災害対策本部業務に必要な備品、消耗品に關すること

厚生対策部 ●管理統括監 △保健介護課 長	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法の適用に関すること ・義援金に関すること ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること 	保健介護課 住民福祉課 生活環境課 保育所
	災害時要援護者班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設（保育所等の第二種社会福祉事業を実施する施設を含む。）、医療機関の被害調査及び災害対策に関すること ・災害時要援護者の避難に係る各種調整に関すること ・子ども、妊娠婦、乳児に対する放射線影響低減策に関すること ・その他の災害時要援護者対策に関すること 	
	医務班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の編成及び派遣並びに被災者の救護に関すること ・住民等の汚染検査・除染等に関すること ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配付に関すること 	
	保育所班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災園児の調査に関すること ・避難誘導に関すること 	
	保健予防班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康管理に関すること 	
水道対策部 ●政策統括監 △生活環境課 長	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 	生活環境課
	利水班	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の取水停止に関すること ・飲料水の摂取制限に関すること ・飲料水（ボトル飲料以外）及び生活用水の確保に関すること 	
産業対策部 ●政策統括監 △産業振興課 長	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・緊急モニタリングへの協力に関すること 	産業振興課 農業委員会

建設対策部 ●政策統括監 △まちづくり 課長	農林対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林畜産関係団体との連絡調整に関するこ ・作付制限に関するこ ・農林畜産物（肥料、飼料を含む）の出荷制限等に関するこ ・出荷制限農林畜産物に関する住民への注意喚起に関するこ ・被災農林畜産業者に対する金融、共済に関するこ ・農林畜産物に係る風評被害に関するこ 	
	水産対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・水産関係団体との連絡調整に関するこ ・水産物（肥料、飼料を含む）の出荷制限等に関するこ ・出荷制限水産物に関する住民への注意喚起に関するこ ・被災水産業者に対する金融、共済に関するこ ・水産物に係る風評被害に関するこ 	
	商工観光対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害の収集に関するこ ・商工業者の災害融資あっせんに関するこ ・観光関係施設の被害調査及び災害対策に関するこ ・商工業製品、観光業に係る風評被害に関するこ 	
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関するこ ・応急仮設住宅の確保に係る民間事業者との調整に関するこ 	まちづくり課
	道路班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁の被害調査及び災害対策に関するこ ・緊急輸送道路の確保、緊急輸送ルート・う回路の選定及び選定支持に関するこ 	
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関するこ ・学校の生徒等の避難の総合調整に関するこ ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関するこ 	教育課

文教対策部 ●教育長 △教育課長	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における臨時休校等の措置状況の把握に関すること ・生徒等の避難その他の対策に関すること ・学校施設の被害調査に関すること ・教育活動再開に向けた応急教育の実施（期間授業方法等）に関するこ と ・教職員の確保・調整に関すること ・生徒等の登下校時及び在校時の安全確保に関すること ・被災生徒等に対する学用品の調達・給与に関すること
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の被害調査及び災害対策に関するこ と ・体育施設の利用者の避難に関するこ と ・社会教育施設の来場者の避難に関するこ と
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・公安対策部の運営及び治安対策に関するこ と
避難、誘導対策部 ●会計管理者 △税務課長	退避、避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害交通規制に関するこ と ・住民等の退避及び避難誘導並びに人命救助に 関するこ と ・立入禁止区域及びその周辺の警備、交通規制 等に関するこ と ・住民等への情報伝達に関するこ と

2 合同対策協議会の設置及び職員の派遣

町は、緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において、緊急事態に関する情報を交換し、応急対策について相互に協力するため、合同対策協議会が組織されることとなった場合は、あらかじめ定められた者を派遣して、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

3 専門家の派遣要請

(1) 派遣要請

町は、特定事象発生の通報等がなされた場合、必要に応じ、国（原子力規制委員会）に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。